

解説	税務処理の手続きは必ずしも一つではなく複数以上あり、その選択次第では現在、将来的に大きな影響を与えることになる。したがって法人としては税務処理を実施する時点において、十分に内容と特性を調査して採用すべきである。特に福利厚生や交際費、会議費の費用は所得税法上非課税となる要件や各科目になる要件があるため注意が必要である。 < 交際費 > 得意先や仕入先その他事業に係る者に対し、接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用をいう。専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用については交際費等から除かれ、福利厚生費とされる。また、社内の行事などに際して支出される金額などで、次のようなものは福利厚生費となる。 (1) 創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、社内において行われる通常の飲食に要する費用。この場合、その飲食が従業員におおむね一律に供与されることが必要。しかし、不参加者に現金支給を行えば経済的利益となり源泉徴収所得税の対象となる。(措法61の4 措法61の4(1)-1～61の4(1)-15) (2) 従業員や元従業員又はその親族などのお祝いや不幸などに際して、一定の基準に従って支給される金品に要する費用。例えば、結婚祝、出産祝、香典、病氣見舞いなどがこれに当たりる。 ただし、創立記念日などに際し得意先を招待して行う宴会に、併せて従業員を参加させる場合には、その費用はすべて交際費等となる。この場合、従業員の分だけを交際費等から除くことはできない。(措法61の4、措通61の4(1)-1、61の4(1)-10) < 寄付金 > 金銭・物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいう。金銭や物品などを贈与した場合に、それが寄付金になるのかそれとも交際費等になるのかは、個々の実態をよく検討した上で判定する必要がある。 ただし、事業に直接関係のない者に対する金銭贈与であれば原則として寄付金になる。例えば次のようなもの。 (1) 社会事業団体、政治団体に対するきよ出金。 (2) 神社の祭礼などの寄贈金など。 (法37、措法61の4、措令37の5、措通61の4(1)-2) 尚、寄附金の損金算入が認められるのは、実際に支出した日を含む事業年度である。 未払計上した寄附金はその全額が損金不算入です。仮払経理した寄附金は一旦全額を所得減算し、寄附金の損金算入限度額計算の対象に含める。『国税庁TAX』 < 表彰記念品 > 創業記念などの記念品は、次の三つの要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっている。 (1) 支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること (2) 記念品の処分見込の価額が1万円以下であること (3) 創業記念品のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給するものであること この三つの要件をすべて満たしていなければ、原則として、支給した記念品の通常の販売価額が、給与として課税される。記念品に代えて現金を支給する場合には、その全額が給与として課税。『国税庁TAX』 永年勤務者の表彰に当たって支給をする記念品や旅行や劇場に招待する費用 この人に支給する記念品や旅行や劇場への招待費用は、次の三つの要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよい。 (1) その人の勤続年数や地位などに照らして、世間一般で行われている金額以内であること (2) 勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること (3) 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があげられていること この三つの要件をすべて満たしていなければ、原則として、支給した記念品の通常の販売価額や旅行や劇場への招待費用が、給与として課税される。(所基通36-21～22)
----	---

< 低い金利での貸付 > 役員や使用人に低い利息で金銭を貸し付けた場合、その利率が4.1%以上であれば、原則として、給与として課税されない。しかし、4.1%に満たない利率で貸し付けを行った場合、次の(1)から(3)の場合を除き、4.1%の利率と貸し付けている利率との差額の利息の金額が、給与として課税されることになる。

(1) 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員や使用人に、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合。

(2) 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員や使用人に対して金銭を貸し付ける場合。

(3) 利息の金額が1年間で5,000円以下である場合

< 会議費 >

租税特別措置法関係通達(法人税編)第61条の4(1) - 21において、「会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第37条の5第2号に規定する「会議に関連して、茶果、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。」とし、「会議には、来客との商談、打ち合わせ等が含まれる。」としている。

交際費と会議費の区分は、まず、会議に相応しい場所であって、会議が行われた証拠があるという上で、更に、昼食程度という点から酒類の供与の有無とその金額が規準となります。

(3) 会議費となる場合

会議や商談、打ち合わせの際に提供する、コーヒー、茶菓、弁当などの飲食代は、交際費に該当しません。ただし、次のような場合は、注意が必要である。

ア 飲酒を伴う食事

食事の際に、ビールを飲みながら打ち合わせをすることもあるが1,2杯程度あれば、打ち合わせに支障がないということで、会議費としてかまわないといわれている。ただし、居酒屋やバーなどでは、飲酒が目的となり領収証だけでは、後から判断がつかかねる事があるので、報告書や領収証の裏などに、参加者の役職、氏名、会議の内容等を記載しておくことと良い。

また、1人あたりの金額が3,000円以下なら、会議費になるという人がいますが、法的な根拠は一切なく補足的な意味あいをもつもので、飲食の内容で判断される。

イ ホテルでの会議

社内に会議室がないなどの理由で、ホテル等で会議を行った場合でも、会議としての実態を備えていれば、会議費となる。参加者が遠方の場合の宿泊代も会議費としてかまわない。

ウ 懇親会が行われた場合

会議の後に懇親会などを行う場合がある。会議と懇親会が別々の会場であれば、会議費と交際費の区分には、それほど神経を使わなくとも大丈夫でしょうが、同じ会場で行った場合には、注意が必要である。請求書から、スケジュールや参加人数に応じて、会議費と交際費に区分する必要がある。

福利厚生費と非課税となる現物給与の区別として、非課税となる現物給与は永年勤続表彰記念品、一定額の交通費、一定の宿当直費、旅費、宿泊費、一定の寮費などである。

< 旅費 > 業務のために渡航することは税務上特に問題はなく国内出張となんら異なるものではない(法規通9-7-10)。しかし、観光をの目でみられるので、スケジュールやパンフレット関連諸資料をもって明らかにしておく必要がある。尚、観光旅行を併せた場合は、法人が支給する旅費を業務と認められる旅行日数と観光旅行等に費した日数の比によって按分し業務上必要と認められない旅行に係る海外渡航費は給与として取り扱う。しかし、渡航の直接の動機が学会参加であれば、所在地までの旅費は全額損金算入となり、残金で観光部分を給与として取り扱う。

	< 固定資産の支出や資本的支出と修繕費の区分 > 大きく決算所得額に影響を与えるため、注意が必要である。また、減価償却資産の取得費と修繕費の問題は一概に理論や結論は提示しにくい。ため、個々の事案に応じた実体判断を要する。法人法施行令132条、法基通7-8-1~6 減価償却資産の範囲は 有形固定資産 無形固定資産 生物 減価償却資産から除外されるもの 書絵・骨董品など時の経過により価値が減少しない。事業の用の供していない 建築中で使用していない 予備のもの 取得価格:購入したもので 当該資産の購入代価(引き取り運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・その他資産の購入に要した費用)
例題	従業員に支給する賃金以外の経費で、税法上、福利厚生費として損金算入できるものの範囲について述べてください
解答	1. 創業記念日等に支出する飲食費及び記念品の費用(処分見込額が1万円以下のものに限る) 2. 慶弔、禍福に際し支出する金品 3. 従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会等の費用。ただし、不参加者に対し費用相当額を支給した場合には、参加、不参加者双方とも給与とされる。 4. 以下の要件をすべて満たす慰安旅行 旅行に要する期間が4泊5日以内(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数が4泊5日) 旅行に参加する従業員等の数が全従業員等の50%以上であること
例題	会議費や打ち合わせ、会費の支出が交際費と認定される場合について3つ述べてください
解答	1人1回あたりの支出額が高い場合交際費として認定される。具体的には1人1回おおむね3,000円程度であれば会議費、業務打ち合わせ費として処理して差し支えない。この場合1人1本程度のビールは含まれる。また、会議を行う場所がなく近隣のホテルで行った場合でその最低価格の8,000円程度を支出した時も会議として認められる。しかしながら少額であれば無条件という事ではなくこの種の支出金が多発すれば、交際費と認定される。 特定の者だけのホテルなどの打ち合わせの会食費、旅行は交際費に認定される。給与の認定されるかの判断は法人都合の強制参加を考慮し給与所得ではなく法人のみの交際費等となる。しかし、特定の者だけの行事で費用がきわめて高い時は個人給与となることがある。 経常会費は原則的に会議費等となり、特別会費は交際費とされている。しかし特別会費等の内容が研修費等であれば交際費とはならず中身で処理となる。
例題	医療法人の交際費等に対する企業会計と法人税の取扱いの相違を述べてください
解答	医療法人が交際費等を支出した場合、企業会計上は費用として経理処理がされる。しかし、法人税を計算する際は原則として交際費等の全額が損金にならない(課税対象)制度が設けられている。これを「交際費等の損金不算入」制度という。

例題	資本的支出と修繕費について、修繕費とならないものの判定について説明してください
解答	1.その資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額 2.その資産の価格を増加させる部分に対応する金額 ただし、一つの修理や改良などの金額が20万円未満のとき又はおおむね3年以内の期間を周期として行われる修理、改良などであるときは、その支出を修繕費として損金に算入することができる。 次に、一つの修理、改良などの金額のうちに修繕費となるかどうか不明の金額がある場合には、次の3つの基準によりその区分を行っているときはそれが認められる。 (1) その支出した金額が60万円未満のとき又はその支出した金額がその固定資産の前事業年度終了の時における取得価額のおおむね10%相当額以下であるときに修繕費としている場合です。 (2) 法人が継続してその支出した金額の30%相当額とその固定資産の前事業年度終了の時における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を固定資産の取得価額に加算している場合。 (3) 災害によりき損した固定資産について支出した費用の30%相当額を修繕費とし、残額を固定資産の取得価額に加算している場合。ただし、災害によりき損した固定資産について支出した費用のうち、次の二つの費用は除き、修繕費としての処理が認められます。イ 被災資産につきその原状を回復するために支出したものロ 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止などのために支出したもの